

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	路上喫煙禁止地区の警告看板の視認性とデザイン改善について	<p>市内には路上喫煙禁止地区が設定されており、看板による警告がされており、十分に喫煙者に理解されていないようです。その証拠に、禁止地区内で複数の喫煙者や、ポイ捨てされたタバコを見つけることができます。</p> <p>以下3点検討願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 禁煙のマークを大きく表示する</li> <li>2. 禁煙の文字を大きく表示する</li> <li>3. 過料を徴収することを大きく表示する</li> </ol> <p>JR吹田駅地下駐輪場出口付近には、禁止地区を案内する看板が設置されており、禁止地区の範囲と条例を説明するために、細かい字で書かれており、一見して過料を徴収される地区であることが伝わりません。</p> <p>正確に禁止地区を表示することは大切ですが、地図は数か所にとどめ、禁止地区である看板を増やしてはどうか。</p> <p>簡易な立て看板や紙の張り紙では、景観を損ねるので、しっかりとした看板の作成をお願いしたい。</p>	<p>吹田市屋外広告物ガイドラインに基づき、地域の景観特性との調和や、周辺環境への配慮に努め、啓発活動を実施してまいります。看板等の啓発掲示の次回更新の折には、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.9.19	R5.10.2
2	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>9月17日5時34分頃、北千里駅の公社1棟からピアノ池にかけて上は黒、下はグレーでベージュっぽい肩掛けかばんを所持、白い靴の20代くらいの若い男が歩きタバコをしていた。</p> <p>この男は私が清掃活動を終わると、ちょうど阪急千里線を北千里で降りてきた男でこちらがボランティアでポイ捨ての掃除とかもしているのにこのような事案が最近増加してきて非常に悲しい。</p> <p>最近本当にひどいので、このような事案が1件も起きないようにスモークフリーすいたに向け広報活動等していただきたい。</p>	<p>いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。今後も引き続き粘り強く啓発活動に取り組み、喫煙マナー向上への意識の醸成を図ってまいります。</p>	環境政策室	R5.9.19	R5.10.3

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	<p>統-55。9/13掲出の吹田市HP。『さつまいも掘り農園』の改善提案。</p> <p>1)タイトルからのイメージは、江坂公園で時々朝市をされているので、季節柄芋ほり農園の紹介かな?と思いました。 ⇒[仮案]『さつまいも掘り農園の紹介。日にち・場所・費用・予約の要否など』にされたら分かり易い</p> <p>2)下記のようにHPからタイトルを削除されるのなら、何らかの説明(修正・変更・取り消し)のタイトルの掲出が必要。⇒無視はダメ。 ・9月16日(土)の朝にタイトルをクリックすると、エラー表示でサイトの内容が分かりませんでした。 →添付画像 ・9月18日(祝)、吹田市HP(Top頁)の新着情報の9/13のタイトルがいつの間にか、削除されていました。 ※もしかしたら、3連休に計画をされていた方がおられたかもしれません。 ※人事室・広報課・情報政策室へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)標題につきましては、名称のみのシンプルなものとし、ページに入ってから詳細な必要事項を掲載しているものでございます。</p> <p>2)この度は御不便をおかけしてしまい、申し訳ございませんでした。 ご指摘の内容につきましては「さつまいも掘り農園」ページの情報を更新した際に、一部作業の誤りがありエラー表示となったものと思われま</p> <p>す。 今後、このようなことが無いよう努めてまいります。</p>	地域経済振興室	R5.9.19	R5.10.4
4	<p>条例違反の路上喫煙</p> <p>8月31日、JR岸辺駅の南北口周辺で路上喫煙をみかけた(写真参照)。喫煙支援ブースがあるのだから、そこに誘導すべきだ。 そして違反は罰則を適用すべき。人員が足りないのであれば、刑事罰を導入し警察官の活用を考えるべきだ。 また、南千里駅周辺でも路上喫煙していた(写真参照)。こども取り締まるべきだ。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>いただきました情報につきましては、指導員活動の参考とさせていただきます。ご指摘いただきました2駅に関しましては、今後も不定期になりますが、路上喫煙防止啓発員により、引き続き巡回を実施いたします。 なお、現在のところ、路上喫煙禁止地区での喫煙については、理由を説明し喫煙を止めていただくよう指導すれば速やかに喫煙を止めていただ</p> <p>いていることから、勧告及び過料の徴収には至っておりません。</p>	環境政策室	R5.9.21	R5.10.4
5	<p>家の周辺にゴキブリが大量発生している</p> <p>仕事で夜遅くに帰ってくるのが多々あるのですが、帰り道にゴキブリを見ない日はありません。 先日家に帰宅する際に、玄関や窓、壁等にゴキブリが張り付いていたり、3、4匹家の前を彷徨っていたりして家に帰れない日が増えていきます。 今もとても困っていますので、周辺のゴキブリの駆除をお願いしたいです。</p>	<p>私有地内のゴキブリに関しましては、市として直接対応はいたしかねます。下水道のマンホールなど、市の管理責任がある箇所ではゴキブリが発生している場合は、当該部門による確認を実施いたします。発生場所等の詳細がわかりましたら、当該箇所の管理部署へご相談いただきますよう、お願いいたします。</p>	環境政策室	R5.9.26	R5.10.4
6	<p>北千里駅周辺での迷惑喫煙について</p> <p>9月27日午後0時頃、北千里駅近くの公社2棟のベンチで青のセニアカー所持の高齢男がタバコを吸っていた。 ベンチで喫煙など言語道断。多くの通行人を副流煙の二次喫煙に晒している。 公社2棟や4棟のベンチ付近に通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。 また、ピアノ池に新設の禁煙立て看板確認しました。ありがとうございました。</p>	<p>啓発看板による効果が出ることを期待しております。 なお、北千里駅近くの公社2棟のベンチでの喫煙につきましては、広聴事案として、大阪府広報広聴課へも回付しているとのことと</p>	公園みどり室	R5.9.28	R5.10.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	コロナワクチン 予約が取れない	<p>コロナワクチンの予約が取れない。 空気がない。 Webサイトみても空気がなく、コールセンター電話しても解決せず(気長に待ってくださいとのこと)。 3ヶ月しか期間がないと聞いているので、どうしたら良いのかご教授ください。</p>	<p>接種予約が混雑しており、御不便をおかけし大変申し訳ございません。現在、国から各自治体への新型コロナワクチンの配給量が限られているため、各医療機関では予約枠を絞って接種を実施しております。接種予約に関しまして、医療機関によって予約枠を開放する時期が異なります。</p> <p>接種を希望する方すべてが接種できるように、国から段階的にワクチンが供給される予定です。国からのワクチン供給に伴い、医療機関の予約枠も増えていく見込みのため、今しばらくお待ちください。</p> <p>御面倒をおかけいたしますが、引き続き御希望の医療機関の予約方法に従って、御予約いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、令和5年秋開始接種につきましては、国の方針変更により、令和5年9月20日から令和6年3月31日まで期間が延長されております。</p> <p>接種券を一括で発送するため本市が印刷委託業者へ依頼を行った後に、国の方針変更が行われたため、お手元の接種券に同封の案内チラシの内容と期間が異なる場合がございます。</p> <p>御迷惑をおかけいたしまして、申し訳ございませんでした。</p> <p>令和5年秋開始接種の詳細につきましては、以下の吹田市ホームページを御参照ください。 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/coronavirus/1020194/1028839/1028842.html">https://www.city.suita.osaka.jp/coronavirus/1020194/1028839/1028842.html</a></p>	地域保健課	R5.10.2	R5.10.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	続-49-2.吹田市HP。8月9日のタイトル『8月10日は健康ハートの日です』の改善提案他。	<p>8月20日に投稿してから、1ヶ月余りが経過しておりますので、速やかに回答をお願いします。</p> <p>Q1:市民からの投稿の受付窓口である“市民総務室”は、当該の“健康医療部 成人保健課”へ投稿内容を送信されましたでしょうか？</p> <p>Q2:投稿から回答までの期間は、一般的に2週間との事ですが、今回は1ヶ月余りが経過しており、“市民総務室”はどのような進捗管理をされているのでしょうか？</p> <p>過去に3回ほど遅れた事が有り、内1回は送信漏れでした。</p> <p>Q3:当該の“成人保健課”は、市民からの投稿があった場合はどのような進捗管理をされているのでしょうか？</p>	<p>Q1について</p> <p>8月21日に、市民総務室から成人保健課へ内容を送信しております。(担当:市民総務室)</p> <p>Q2について</p> <p>市民総務室では、担当課等からの報告書を持ちまして、申出人への回答が完了していることを確認しております。</p> <p>この度の〇〇様から8月20日にいただいた当該市民の声につきましては、成人保健課から、8月29日に回答が済んでいると報告を受けたことから、申出人への回答が完了したものと認識しておりました。(担当:市民総務室)</p> <p>Q3について</p> <p>市民の声への回答の依頼があった場合は、質問内容に応じて担当を決め、期日までに回答するよう、また、対応の漏れが起きないように職員間で進捗の状況を把握するために作成したカレンダー等を活用し進捗管理に努めています。</p> <p>今回の御質問に対する回答につきましては、8月29日には、課内で決裁を完了し、同日に市民総務室には回答書を送付しておりましたが、担当の職員が市民総務室から取りまとめて回答するものと誤った認識をしていたため、御本人へのメールでの回答が漏れてしまったものです。</p> <p>回答ができていなかったことについて、深くお詫び申し上げますとともに、課内の職員に対応の流れを改めて周知し、再発の防止に努めてまいります。(担当:成人保健課)</p>	市民総務室、成人保健課	R5.9.26	R5.10.5
9	府宮吹田藤白台住宅3棟駐輪場での喫煙について	<p>10月4日17時45分頃、府宮吹田藤白台住宅3棟駐輪場で白と黒の縞模様を着た30~50代くらいの男が喫煙していた。</p> <p>男はバイクの横で喫煙。何か資料らしきものを見ていたので住人ではなく業者の可能性もある。</p> <p>3棟のエントランスや駐輪場に住人や通行人から苦情がきているので禁煙の張り紙をお願いします。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.10.5	R5.10.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	統-59。9月25日 掲出の市HPタイトル『機械警備開始のお知らせ』の改善提案。	<p>・このタイトルでは、どの施設の警備なのか意味不明瞭です。サイトを開くと、10月から学校等施設の機械警備の開始でした。学校管理課は、タイトルに具体性を持たせた方が市民の対象外の方は、クリックをしなくて済みます。</p> <p>⇒[仮案]「10月から学校等施設の機械警備の開始」にされたら分かり易い。</p> <p>Q1:機械警備開始時間以外は、警備員等を配置します…との事ですが、学校等施設の機械警備の開始に伴う“校務員の勤務態様”についての記述がありません。</p> <p>Q2:“学校等施設”の“等”の学校以外の施設には、どのようなものがあるのでしょうか？</p> <p>Q3:政府はデジタル化・DX化を推進しています。吹田市の業務を市民に周知するには、市のHPが最も有効な手法です。</p> <p>しかし吹田市HPの現状は、このタイトルのような意味不明瞭な事例が数多くあります。DX化に取り組んでおられる情報政策室は広報課との協議をお願い致します。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>学校の機械警備につきまして、御意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>タイトルに関しましては、御意見を参考に市民の方にわかりやすい表現を心がけてまいります。</p> <p>機械警備の開始に伴って、校務員の勤務に変更はありませんので、記述をしておりません。</p> <p>学校以外の施設につきましては、幼稚園・認定こども園、留守家庭児童育成室(プレハブ棟)になります。</p>	学校管理課	R5.10.3	R5.10.6
11	統-60。9月25日 掲出の市HPタイトル『令和5年10月より、対象年齢が拡大します』の改善提案。	<p>・このタイトルでは、何の対象年齢なのか意味不明瞭です。サイトを開くと、吹田市民の歯科健康診査でした。健康医療部 成人保健課は、タイトルに具体性を持たせた方が市民の対象外の方は、クリックをしなくて済みます。</p> <p>・サイトの冒頭の項目が「歯科健康診査」であり、個人的には、日常会話で使われている「歯科健診」の方が受け入れ易い。</p> <p>⇒[仮案]「令和5年10月より、吹田市の歯科健診(無料)の対象年齢が拡大します」にされたら分かり易い。</p> <p>※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>新着情報のタイトルやサイト内の標題につきましては、いただいた御意見を踏まえ、わかりやすいホームページの作成に努めてまいります。</p>	成人保健課	R5.10.3	R5.10.6
12	RE:JR吹田駅周辺の課題について R5.7.6	<p>以下の回答を頂いておりますが、自転車搬送コンベアで小学生や幼児を連れての移動がどれだけ大変か。ご老人が自転車をコンベアに乗せられずにお困りになっているさまをご認識されているかは存じませんが、とても利便性が高いとは言えません。手は打ったので行けないことはないでしょ、ということでしょうか？</p> <p>地下道の新設が大変なのは理解できますが、長期的にでも改善を頂ければ幸いです。</p> <p>〉 御指摘事項の2つ目について</p> <p>JR吹田駅の南北を結ぶ交通(地下道)の利便性(歩行者と自転車)について、回答いたします。歩行者に関しましては、地下道の出入口にエレベーターが設置されています。自転車につきましては、令和2年度に斜路付き階段部分に自転車搬送コンベアを設置しました。現在のところ、歩行者や自転車の利便性は一定確保されていると認識しているため、新たに地下道を設けるなどの予定はございません。</p> <p>(担当:道路室)</p>	<p>現時点では、利便性は一定確保できていると考えていますが、今後さらなる利便性の向上について、注視してまいります。</p>	道路室	R5.10.4	R5.10.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	いつ行ってもひどい、岸辺駅付近での喫煙について	<p>9月23日12時20分頃、岸辺駅近くのパチンコ店の前で禁煙の張り紙があるにも関わらず喫煙している50～70代くらいの男がいたので証拠動画を撮った。</p> <p>岸辺駅周辺は特にガラが悪く、いつ行っても大抵違法な歩きタバコや迷惑喫煙に遭遇する。こんなのが健都とか笑えるんだけど。健都(ケント)じゃなくて煙都(エント)だろ。</p> <p>市職員やパチンコ店店員の巡回、注意、通行人から苦情が来ているので禁煙と張り紙の文言強化をお願いします。</p>	<p>当該箇所はパチンコ店の敷地内のため、環境政策室で直接の対応はいたしかねます。JR岸辺駅周辺の公道に関しましては、不定期ではありますが啓発員による巡回を実施しております。いただきました情報は今後の活動実施の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.9.25	R5.10.10
14	続-62。9月25日掲出の市HPタイトル『男性のための相談』の改善提案。	<p>・このタイトルでは、身体の相談？心の相談？結婚・恋愛？両親・妻の介護&amp;仕事の両立？女性からのDV？仕事や職場の相談？(パワハラ・セクハラ・人間関係・経営・本社からの年長の出向者の部下への対応)…と…思っていました。</p> <p>・サイトを開くと、男性が暮らしの中で感じている悩みや疑問を専門の男性相談員がお聞きします。一人で悩まずにご相談ください。</p> <p>⇒[仮案]「男性の暮らしの中で感じている悩みや困りごと、疑問などの相談」にされたら分かり易い。</p> <p>・相談員の対応可能なある程度具体的な概略の例示をされたら、市民は「こんな相談にのって頂ける」…と思われ、相談がし易くなると思います。</p> <p>※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>男性のための電話相談につきましては、内容を限定せず様々な相談を受け付けております。</p> <p>いただきました[仮案]も参考にさせていただきますながら、市民の方によりわかりやすい表記となるよう検討してまいります。</p>	男女共同参画センター	R5.10.3	R5.10.10
15	府営吹田藤白台住宅3棟エントランスの不審者について	<p>10月6日13時25～30分頃、府営吹田藤白台住宅3棟エントランスの入口付近で上下スーツ姿、黒いカバン所持の40～50代くらいの男が何もせずじっと立っていて気持ち悪かった。</p> <p>この男は車で来たようで車のナンバーは〇〇のアクアという車種だ。どこから来たのか知らないが、用事が終わったなら車で休憩するなりするはずだし、駐車禁止の道路に路上駐車しているのもおかしい。来客なら駐車場入り口に止めてもいいはずだからだ。</p> <p>一体何をやっていたのか、何かの犯罪の下見か？最近不審者が増えている。誰でもエントランスに入れる現状、物騒で仕方がない。</p> <p>吹田警察とも連携の上、不審者の排除をお願いします。</p>	<p>本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.10.10	R5.10.10



令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	<p>続-56-2。9/11 掲出の吹田市 HP。『マイナ バー(個人番号) カード出張申請 サポートを実施』 の確認が必要。</p>	<p>9月22日に回答頂きましたが、疑問点他があります。 【1-新規申請受付対応】 【再掲】サイトを開くと、10月に2カ所の会場に出張し、マイナンバーカードの新規登録のみの受付でした。 Q1【再掲】参考に吹田市の未申請者は、何人ですか？ ⇒回答が頂けませんでした。 ※大阪府のサイトに記載の数値。交付状況。(令和5年8月31日現在)。⇒吹田市の人口 381,316人。交付枚数 286,103。交付枚数率 75.0%。…でした。 ※10月に2カ所の会場に出張し、新規登録のみの受付をされるのなら、需要予測をされており概数は把握されている筈。 ※今回、2カ所の臨時申請受付窓口の開設についての市民への案内は、吹田市HPの9/11に新着更新情報に掲載されましたが、現在は消去されています。また吹田市HP(Top頁)のイベントカレンダーにも掲載されていません。 ・吹田市の未申請者(全域)は、約9万人(25%)ですが、臨時会場近隣の市民への事前周知はどのようにされていますか。 ⇒臨時会場へのポスターの掲示、市報の10月号に掲載。近隣自治会の回覧。市HPへの“再掲”はされているのでしょうか？ 【2-申請済でマイナカードの受取が未対応】 Q2【再掲】参考に吹田市の未受取り者は、何人ですか？ ⇒9/22回答「市町村ごとの人数が国から公表されておりませんので不明」9月末申込期限のマイナポイント対象者の方へは、8月中旬までに勧奨通知を送付済み 対象者へ勧奨通知を送付済みであるのであれば、送付枚数の概数を回答して頂ければ良かった。 ・(市民課の公表データ)吹田市のR4年度(R4/4～R5/3)の延べ申請者数(106,667人)および送付枚数(66,679人)。⇒R5/4以降の交付件数は多くないと考えた場合、約4万人が未交付者数。 ⇒総務省および総務省の大臣が、マイナカードの未受取り者が約2,000万と8月下旬からマスコミを通じての報道が、吹田市は、未受取り者への“早期受取り”の周知を市報・市HPでされた記憶がありません。されたら良かった。他市では8月にされていました。 Q3: 代理人によるマイナンバーカードの受取時の手続きが緩和(令和5年8月頃)されていますが、吹田市は、“緩和”について市民に周知をいつされましたか？ ⇒添付画像-1.他市の受取時の手続き緩和 ⇒吹田市の「マイナンバー(個人番号)カード」のサイトの「受取をされる方」ならびに「代理人のみが来庁される交付について」の内容には、“緩和”についての文言が見当たりません。 また「代理人のみが来庁される交付について」のサイトは、7月14日に更新されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていませんでした。 ・マイナポイント詳細には「ご注意を」…の注意喚起の内容を市HPに掲載すべき。 ⇒総務省が9月に注意喚起「マイナポイント駆け込み急増 復興して…悪質詐欺メール」横行」 ※吹田市は「8月1日より、“吹田市特殊詐欺集束対策本部”を設置し、特殊詐欺被害撲滅に向けて取組を進めています。」…との事。⇒吹田市の「特殊詐欺に注意」のサイトには、マイナポイント関連の事案についての記述がありません。 ⇒添付画像-2.他市のマイナポイント詐欺注意 ※危機管理室・広報課へ供覧願います。  ※添付画像は別メールにて送信。  ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について、会場へのポスター掲示、市報すいた10月号に掲載、会場や近隣施設の山田出張所でのチラシの配布、リビング北摂(新聞)に記事を掲載という方法で事前周知をしています。市ホームページの新着情報については、掲載できる上限の100件を超えると古いものから削除されますが、「マイナンバー(個人番号)カード出張申請サポートを実施します」のページでそのまま掲載中です。 2)については、市報すいた8月号や交付予約サイトの記事で早期受取りの周知をさせていただきました。 3)については、「代理人のみが来庁される交付について」のページを最新の情報に更新していますが、今後、記事の更新をする際には、市民の方に分かりやすく作成するようにいたします。 4)については、マイナポイントの申込期限は終了しましたが、今後、同様の事案が発生した場合は、担当部署と連携いたします。</p>	市民課	R5.9.28	R5.10.11

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	続-56-3。9/11 掲出の吹田市 HP。『マイナ バー(個人番号) カード出張申請 サポートを実 施』の確認が必 要。	<p>Q4[再掲]:吹田市のマイナポイントの支援ブースのサイトの9月23日(第4土曜日・祝日)、9月30日まで(第5土曜日)の支援窓口の記述内容が不明瞭。</p> <p>9月22日に回答を頂きましたが、疑問点他があります。</p> <p>A:9月30日(土)は第5土曜日ですので、マイナポイント支援ブースは開設されませんが、9月23日(土・祝日)は開設されるため、「9月23日(土・祝日)は開設します」と9月20日に追記いたしました。</p> <p>⇒1:9月23日(第4土曜日・祝日)の記述について、今確認をしたところ「開設します」に追記済み。</p> <p>⇒2:9月30日(土)の記述について、今確認をしたところ、支援の実施期間が「9月29日まで」に修正されていました。</p> <p>※上記の2件の追記・修正について、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていませんでした。加えてこの「マイナポイント」のサイトの冒頭・右側の更新日が“2022年12月21日”のままです。現状では、市民に正しい情報が伝わりません。</p> <p>⇒サイトの冒頭に「新着情報欄の枠」を設けて、サイト内の情報を追加・修正をされた場合には市民に概要がわかるように願います。</p> <p>もう間に合わないと思いますが、市民が9月30日(土)に来られない事を祈っておきます。数日前に市役所へ行った時に、1Fフロア全体に聞こえるほどのクレーム?!の大声が響いていました。</p> <p>※広報課へ供覧願います。</p>	<p>市のホームページの新着情報に掲載できる記事の上限が100件であるため、記事の一部修正や追加の場合は、新着情報には掲載しておりませんが、今後必要に応じてサイト冒頭に表記する等、市民の方に分かりやすく作成させていただきます。</p>	市民課	R5.9.28	R5.10.11
18	ジャニーズ事務 所の性犯罪問 題について	<p>最近テレビやインターネットで、ジャニーズ事務所元社長の性犯罪問題について話題になっています。</p> <p>そこで、以下に提案を書きます。</p> <p>1.市の公共施設にジャニーズ事務所のタレントを起用した国省庁、公益団体、自治体のポスターを掲出拒否する。また、すでに掲出しているポスターについては撤去する。</p> <p>2.吹田市のイメージキャラクターにジャニーズ事務所のタレントを起用しない。</p> <p>3.学校では、男性の性犯罪について授業で扱う。</p> <p>4.吹田市が男性の性犯罪に関する相談窓口を開設する。</p> <p>以上です。</p> <p>担当者様よろしく申し上げます。</p>	<p>1について 御意見として関係所管に共有させていただきます。 (担当:市民総務室)</p> <p>2について 現在市のイメージキャラクターにジャニーズのタレントは起用しておりません。今後のイメージキャラクターの起用等については、御意見を踏まえ検討します。 (担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>3について 小・中学校において、学習指導要領解説(保健体育編)の内容に基づき、性暴力を含む性に関する指導については、児童・生徒の発達段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得ることや集団指導や個別指導を行う等、計画性を持って実施しております。 (担当:学校教育室)</p> <p>4について 男性の性犯罪に関する専門の相談窓口はございませんが、男女共同参画センターで「男性のための電話相談」を第3火曜日19時~21時、第4日曜日13時~17時に行っており、その中で男性の性犯罪に関する相談もしていただけます。 (担当:男女共同参画センター)</p>	市民総務室、男女共同参画センター、シティプロモーション推進室、学校教育室	R5.9.28	R5.10.11



令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	続-61。9月26日 掲出の市HPタイトル『吹田市内郵便局との包括連携協定の改善提案。』	<p>・このタイトルでは、集配?・市税などの納付?…意味不明瞭です。サイトを開くと、市内38の郵便局と特殊詐欺被害防止などの協定でした。 ⇒[仮案]「吹田市内郵便局との特殊詐欺被害防止などの包括連携協定」にされたら分かり易い。 ※吹田市は「8月1日より、“吹田市特殊詐欺集中対策本部”を設置し、特殊詐欺被害撲滅に向けて取組を進めています。」…との事。⇒今回の協定の主な目的が「特殊詐欺防止」であることから、吹田市の取組が市民の安心感に伝わります。 ・行政経営部 企画財政室は、タイトルに具体性を持たせた方が市民には、関心を持たれます。 ※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>本協定につきましては、協定締結当初の主な取組として、特殊詐欺被害防止の啓発を予定していますが、今後も様々な分野での連携を想定しています。そのため、市ホームページのタイトルには、「特殊詐欺被害防止」を入れていないものです。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	企画財政室	R5.10.3	R5.10.11
20	江坂公園の遊具について	<p>江坂公園で水が流れている遊具がありますが、水が汚く触らせたくないという保護者が多数います。まだ小さく一歳前後の子どもんかは水を触らないようにするだけでとても疲れてしまいます。綺麗な水にすることが無理ならば水自体を無くしてほしいです。</p>	<p>江坂公園は、令和4年7月より指定管理者による管理運営を行っております。いただきました御要望等は指定管理者へ共有し、対応を検討させていただきます。後日改めて指定管理者より回答させていただきますので、今しばらくお待ちください。 なお、検討内容のお問い合わせなど、指定管理者の連絡先につきましては、以下のとおり御案内させていただきます。 指定管理者グリーンホスピタルサブライ江坂公園 電話 06-6388-8604 FAX 06-6388-8604 メール esaka-park@ghs-inc.co.jp</p>	公園みどり室	R5.10.5	R5.10.11
21	移動販売業者(ケーキ)のチラシの件	<p>昨日、ポストに投函されていたチラシにつきまして、①山田下第3遊園 南側道路付近(AM11:00~11:30)、②佐竹台幼児遊園 北側道路付近(PM11:45~12:15)、③吹田市佐井寺小学校 西側道路付近、～略～⑥千里山たかつか遊園 南側道路付近(PM15:15~15:45)等で、各30分毎に移動して、チーズケーキやデザート等を移動販売することを広告する記載がございました。「木曜日10/5 一日限定! 売り切れしだい終了!」といった記載があり、本日10/5に販売を実施する予定のようです。「¥1650(取消線)→¥1300」といった二重価格表示も見受けられます。業者名(販売元)は、「株式会社〇〇」と下部に記載されています。こちらの業者の上記販売について、営業許可は出ているのでしょうか。また、二重価格表示については、景品表示法上の問題があると思いますが、過去の金額を比較対照としている場合、最近相当期間に渡って販売した実体がなければ、不当表示に該当するおそれがあるかと思いますが問題ないでしょうか。</p>	<p>①ケーキ等の菓子類の移動販売における営業許可について 移動販売中に製造を行わず、製造されたケーキ等の菓子類の販売のみをする行為は、食品衛生法に基づく許可は不要であることを説明しました。 ②二重価格表示について 景品表示法に係る内容であり、保健所では所管していないため答えられないことを説明し、当案件を担当している大阪府消費生活センターを案内しました。(吹田市消費生活センター及び大阪府消費生活センターに確認済み)</p>	衛生管理課	R5.10.5	R5.10.12

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	府営住宅3棟エントランスに座っている若い不審者について	<p>たまに見る男と同一人物かわかりませんが、午前10時10分頃、吹田藤白台住宅3棟エントランスのベンチに20~30代くらいの上下黒の若い男がスマホをいじって座っている。</p> <p>数分するとどこかへ消えたが、最近同じくらいの時間に若い男がベンチに座ってやはり数分すると消えていることが多いので不審者対策の徹底をお願いします。</p> <p>住んでいる者ならなぜいつもこんなところでいじっているのか、自分の部屋でやればいいじゃないか。明らかに怪しい。</p> <p>府営3棟エレベーターには吹田警察より不審者通報の旨の案内が貼られています。ありがとうございます。</p>	<p>本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.10.12	R5.10.12
23	北千里駅の公社2棟前のベンチでの喫煙について	<p>10月12日11時50分頃、北千里駅の公社2棟前のベンチで上下スーツ姿の50~60代くらいの眼鏡をかけた身長170cmくらいの男が喫煙していた。</p> <p>一体どうなっているのか。夕方に限らず昼間も無法地帯ではないか。毎回指導員が巡回し~という回答が来るが、それだけではどうにもならない状況となっている。</p> <p>ベンチ前のポールや市道にある公社掲示板に禁煙の張り紙をお願いします。ここはよく吸っている人がいる。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.10.12	R5.10.12
24	府営吹田藤白台住宅3棟の雑草がひどいので駆除してほしい	<p>府営吹田藤白台住宅3棟の雑草がひどいので駆除してほしいです。</p> <p>エントランス側の花壇の方の歩道(なかよし道)に通称ひつつきムシが大量に自生しており、花壇への水やりのときに自治会の許可を得て使っている水栓の周りの草刈りをしていますが、ちょっと触れただけで何個もひつついてきて本当にいらいらします。前は自生してなかったのにどこから来てこんなに増えたのか。</p> <p>除草剤で枯らしたいくらい腹立ちます。こいつのせいで草刈りに異常に時間がかかる。</p> <p>当然勝手に枯らせば器物損壊となるのでできません。だから困っているのです。</p> <p>自治会でなんとか対応してください。自治会でできないなら大阪府で対応をお願いします。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p> <p>自治会は任意団体ですので、本市が自治会活動について指導・監督することはできません。</p>	市民自治推進室	R5.9.29	R5.10.13

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	藤白公園とピアノ池横の狭い車道の危険な右左折について	<p>以前から何度も言っていますが、藤白公園とピアノ池横の狭い(北千里駅方面に右折するT字路)車道ではこの道路に右左折して入ってくる車が、車道中央を超えて侵入してきて右折時に中央に寄っているとぶつかりそうなので危ないです。今日も夕方18時くらいに2台侵入して来てぶつかりそうになりました。</p> <p>しかしマップで車道の幅を測ると5.2m。つまり片側2.6mです。普通車の幅は1.7mなので通れるはず。相当下手クソなドライバーが運転しているのでしょうか？だとしたら危険だからやめてほしい。</p> <p>車道の拡幅か、右左折のナビラインを引いてはみ出したり逆走しないよう注意喚起をお願いします。</p> <p>このままではいずれ大きな事故が起きます。しかもこの交差点は見通しが悪いにもかかわらず一時停止しない車も多いです。</p>	<p>藤白公園とピアノ池横の狭い車道の危険な右左折について 当該箇所における一時停止違反等の交通規制違反については、本市から吹田警察署へ取締りの強化を要望してまいります。 (担当:総務交通室)</p> <p>車道の拡幅及びナビラインについて 現地に於て当該箇所を確認した結果、車道としての幅員は十分にあるため、ナビラインや車道の拡幅を行うことはできません。但し、交差点に進入する車両に対しては、減速を促す注意喚起等を検討してまいります。 (担当:道路室)</p>	総務交通室、道路室	R5.10.2	R5.10.13
26	府営吹田藤白台住宅3棟周辺の早朝の歩きタバコについて(本当に迷惑!)	<p>何度も意見している事案ですが、また最近同じ男が早朝に藤白台で歩きタバコしていて大迷惑を被っています。</p> <p>最近、朝5時30分頃府営吹田藤白台住宅1棟からスロープや3棟集会所を抜けて府営吹田藤白台3棟へ向かう道で同じ男が毎日歩きタバコをしていて家族が非常に迷惑しています。</p> <p>家族は重度の呼吸器疾患で、タバコの副流煙などのもつてのほか。市の職員や有志は早朝は巡回していないのですか？</p> <p>早く注意して二度と歩きタバコしないようにしてください。</p> <p>市側で解決できないなら、吹田警察の警察官を巡回させて注意してください。</p> <p>いつも同じ時間に同じ場所で吸っています。</p> <p>確か数か月前は日曜日の早朝にも吸ってました。このときは北千里駅の清掃ボランティア活動の帰りでしたが、吸っているのを確認しています。</p> <p>タチが悪いのはこの男、家族は元々ここを5時37分くらいに通るのですが、最近自転車ですり抜け事故を起こしてバスに切り替えたのですが、早朝はバスがないので仕方なく駅まで歩いている状況です。そして歩きだと当然自転車より遅いため、早めに出ています。</p> <p>そして5時半には当該場所を通行するのですが、この男も早めに来て同じ時間に吸っているようです。いつもかち合っているようです。嫌がらせかと思うくらい。</p> <p>家族は早く行くのはしんどいと言っています。かといって遅く出ると電車に乗り遅れます。</p> <p>本当に迷惑しています。一刻も早くやめさせてください。</p> <p>最近喫煙案件が非常に多くなってきているので本当に迷惑しています。</p> <p>特に最近府営住宅敷地内での歩きタバコが激増しました。</p> <p>いつもの回答にある、巡回の強化をしますという回答は必要ありません。市側で対処できていないことは明らかなので警察の介入など公権力で強制的にやめさせてください。</p>	<p>早朝に市の職員による巡回は実施しておりません。</p> <p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	環境政策室	R5.10.2	R5.10.13
27	うるさい暴走バイクについて	<p>10月7日0時30分頃、府営吹田藤白台住宅3棟付近の路上で、バイクがブンブンうるさかった。吹田警察とも連携の上、検挙をお願いします。</p>	<p>本要望内容につきましては、吹田警察署に伝えてまいります。</p>	総務交通室	R5.10.10	R5.10.13

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	すいたんの無断使用は著作権法違反です	<p>市民の声 令和5年度8月分の9.34 で、市議会議員がすいたんを無断で使用していることについて、市は「二次創作に関するガイドラインを定めていなかったため取り締まれない」と法的根拠不明の説明をしています。当該市議会議員はすいたんの絵を独自に作成しているため二次的著作物になりますが、二次的著作物を創るには著作権者(吹田市)の許可が必要です(著作権法第27条 翻案権)。</p> <p>また二次的著作物は、二次的著作物の著作者(当該市議会議員)だけでなく、原作の著作者(吹田市)も利用の権利を有します(28条)。従って当該市議会議員の行為は明白な著作権侵害であり、吹田市は当該市議会議員に対してすいたんの利用を停止させる権利があります。差止請求や法的措置を執るべきです。ガイドラインは必要ありません。</p> <p>ちなみにパロディという単語も出されていますが、日本の著作権法にパロディの規定はありませんし、当該市議会議員の場合はすいたんを3Dっぽくしただけなので明らかにパロディには該当しません。</p> <p>この程度の法律知識はネットで調べればすぐわかることです。業務を怠って誤った回答をしたことについて、元の問い合わせをした市民に謝罪してください。</p> <p>とはいっても、過去の市とのやり取りの経験から「ご意見は今後の参考にさせていただきます」といった定型文で誤魔化すと予想しておきます。</p>	<p>すいたんにつきましては、吹田市が著作権を有しており、その翻案権につきましても独占的に有していると認識しております。すいたんの二次創作につきましては、すいたんを広く使ってほしい思いから、利用許諾を求めず、そのルールも定めておりませんでした。本市といたしましては、お願により対応すべきものと認識しております。</p>	シティプロモーション推進室	R5.10.2	R5.10.16
29	「非核平和宣言都市 40周年」	<p>吹田市は今年、「非核平和都市宣言40周年」のイベントは、されないのでしょうか？</p> <p>・吹田市は今年、昭和58年(1983年)8月1日に表明した「非核平和都市宣言」が40周年になり、節目になる年であります。</p> <p>・R4年3月にロシア連邦がウクライナへの軍事侵攻に伴い、吹田市長名でロシア連邦大使あてに、抗議文を送付されていますが、現状はロシアがウクライナの原子力発電所を占拠したままで、安全管理が不安視されています。</p> <p>・R4年4月には米国が、R3年6月と9月に行った臨界前核実験に対して、核兵器のない真の恒久平和の世界にするために在日アメリカ合衆国大使宛てに、抗議文を送付されています。</p> <p>・吹田市は、「平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。」…との事ですが、8月に市役所の玄関ロビーで、「原爆パネル展」を開催されただけで、「非核平和都市宣言40周年」という節目の年である今年、市民に対しての積極的な活動がされていません。</p> <p>⇒添付画像-1。「非核平和都市宣言40周年」で検索をすると、市議会議員さんの発言の2件のみで、吹田市の取組は0件でした。</p> <p>⇒添付画像-2。「原爆パネル展」</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「非核平和都市宣言40周年記念事業」として、市内在住・在学の中学生を中心とする17名の「平和大使」を広島市へ派遣しました。8月6日に開催された平和記念式典への参列や平和記念資料館の見学、被爆体験伝承者の講話などを通じ、戦争の悲惨さと命の大切さを実感し、平和の尊さを改めて知る貴重な機会となり、大変有意義な活動となりました。現在、平和祈念資料館において、活動報告の一部を展示しております。また、感想文集を作成し、市内小中学校や市施設に配付予定です。</p> <p>また、平和祈念資料館において、夏の企画展「ヒロシマを伝える 原爆の絵」を開催し、講演会も実施しました。</p> <p>今後とも、平和祈念資料館における平和映画会や企画展、講演会を通じて、戦争の惨禍及び平和の尊さを後世に伝えてまいります。</p>	人権政策室	R5.10.10	R5.10.16

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	ピアノ池に並行する制限30キロの市道がガタガタで補修してほしい	ピアノ池に並行する制限30キロの市道(北千里駅側に向かって左側)がガタガタです。 この前工事をしたようですが、その後の補修作業が稚拙で車道真ん中の両側にふくらみができています。 自転車を通るときはふくらみの上を通行するのは転倒のリスクがあり危険なので車道中央を走行しています。早急に補修をお願いします。	現在、水道部の方で水道管の撤去及び新管を布設しております。 現状の舗装は仮復旧状態であり、本復旧(舗装に凹凸状態がなくなる状態)は令和6年6月~7月と水道部から聞いております。 本復旧まで、かなりのお待ちいただくことになり、ご迷惑をおかけますが、何卒ご理解頂くようお願い致します。	道路室	R5.10.3	R5.10.17
31	RE:吹田市民病院跡地について	いまだに進展がなさそうですが今年度も進展なく終わるのでしょうか？ どのような議論が進められて検討が進んでいるか透明性の観点で提示はされないのでしょうか。 また前回の問い合わせで、「防犯面等の対応として、市民病院の職員が毎週現地の見回りを行うなど、適切な管理に努めております。」とありますが、これにも経費が掛かっており、結果的に国民の税金が使われていることになる認識であってまずいのでしょうか。	旧市民病院跡地については、これまで市立吹田市民病院が売却に向け建物の解体や開発に必要な造成工事に関する費用の調査や、今般の物価高騰の影響を受け、対象不動産の再鑑定を行うなど、各種費用の精査に取り組んできたところで。 当該跡地の活用につきましては、同病院が適切に対応するものでありますが、売却に要する期間が長期化しており、本市といたしましても、改めて地域のまちづくりという観点から再度の検討が必要と考えております。 同病院との協議内容につきましては、今後の公募の実施等に影響を与える恐れがあるため、詳細な情報提供は困難ではありますが、適切な時期に売却できるよう、引き続き同病院と連携を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。 同病院は地方独立行政法人であり、御質問の防犯面に関する経費につきましては、同病院が独自で負担しております。	健康まちづくり室	R5.10.4	R5.10.17
32	職員の対応がとても残念です。	戸籍窓口は、国際婚姻について知識不足と見ています。私達復婚の件で、今回3回目に市役所に行きました。国際復婚はいろいろ手続きがいるのはわかっていますが、頑張ってこっちそっち行ったり、証明の書類を用意しました。しかし、戸籍窓口の職員からえらそうな対応に失望した。彼女たちは処理が面倒だと思っているかもしれないので、何度も困った気持ちを示していた。私達は再婚を決め、幸せな結婚生活に入るつもりですが、少し疲れを感じました。市政職員は市民の幸せのために働いているのではないかと。どうして面倒だと思うの。今年吹田市に来て4年目です。今までずっと吹田市が大好きでした。でも今日の私たちの気持ちはとても悲しくて、私たちはこれからここに住みたくないかもしれません。	このたびは窓口対応において不快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。 国際結婚に関しては、国籍ごとに必要書類が異なることに加え、ご結婚される方の状況によっても必要書類が異なることから、職員の知識習得には相当な時間を要しております。研修等を通じて日々研鑽を重ねてはおりますが、すべての職員が高い知識レベルに達するという状況には至っておりません。市民課ではこうした状況で市民の方々にご迷惑をお掛けしていることは喫緊の課題と捉えており、自治体DX推進の一環として情報システムの導入等によって、婚姻届を含めた戸籍届全般について、職員の習熟度によらず、迅速かつ正確なご案内ができるような取り組みを進めているところでございます。また、職員の接遇態度につきましても指導を行い、改善に努めてまいります。	市民課	R5.10.4	R5.10.17
33	続-57-2。吹田市HPに『秋の全国交通安全運動』の掲出が必要。	市総務交通室からの回答が10月5日に有りましたが、メールを開くと欄外上に「注意—電子メールの添付ファイルはウイルスに感染している可能性があります。」の表記が有りました。 ⇒添付画像参照 ⇒確認を一度して頂ければ・・・と思います。 ・私のPCには、ウイルスソフト(ウイルスバスター)が入っています。 ・市の9月からの受信メールで添付ファイル付きの5件(PDFファイル)には、上記のような注意のメッセージは有りませんでした。 ※添付画像は別メールにて送信。  ※写真については、公表していません。	「電子メールの添付ファイルはウイルスに感染している可能性があります。編集する必要がなければ、保護ビュウのままにしておくことをお勧めします。」のメッセージは、添付ファイルがウイルスに感染している、感染していないに関わらず表示されることがあるようです。こちらで当該ファイルをスキャンしましたが、ウイルスの検知はされませんでした。吹田市においては、様々なウイルス対策をしていることから、ウイルスに感染しているファイルを送付する可能性は低いと思います。よろしくお願ひいたします。	総務交通室	R5.10.10	R5.10.18



令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	続-64。9月27日 掲出の市HPタイトル『【西消防署】ポンプ車操 法訓練』	<p>「【西消防署】令和5年度ポンプ車操法訓練を実施しました」…の訓練画像を見て気になった事。 ・放水銃を操作している3人の足元が、安全靴では無く、スニーカーでした。 ⇒添付画像-1。スニーカーでの放水訓練。 ・忙しい中での訓練、ごくろう様です。訓練といえどもやはり実動に近い安全靴の着用が良いと思います。訓練時の体感が異なります。 ・もしかしたら、消防職員の受験者が見ておられるかもしれません。 ⇒添付画像-2。街の掲示板に貼られていた消防職員の募集案内のポスターを見ていた学生3人。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ポンプ車操法訓練時の靴の件でございますが、全国消防操法大会 操 法審査要綱で操法に支障のないものと定められており、それに準じた靴 を着用し実施しております。通常の訓練と異なる点をご理解いただきた いと存じます。</p>	西消防署	R5.10.10	R5.10.18
35	続-65。9月29日 掲出の市HPタイトル『消防署 開放デー2023 秋』	<p>・このタイトルでは、消防署の見学かな？。イメージが沸きません。また吹田市内の4か所の消防署すべてかな？…と思いました。 ・サイトを開くと、「【西消防署】での消防車の乗車、ミニ消防車の運転、放水、救急救命などを体験して、楽しく防火防災の事を学びましょう」…でした。 ⇒クリックされた方の中には、「何や、西消防署や！」…と“がっかり感”の人。または「西消防署や！」近くやし行ってみよか～の人が。 ・市民がクリックしてみよか、行ってみよか…の為に具体的な内容を含めたタイトルにされたら… ⇒[仮案]「【西消防署】防火防災の体験イベント。10月29日(日)【要申込み】」にされたら分かり易い。 PS:西消防署の地図があれば、更に分かり易い。または「開催場所」の欄に“江坂駅南口から徒歩〇分”の記載でも良いと思います。 ※広報課へ供覧願います。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。今後は御指摘内容を参考に、より見やすい、わかりやすいホームページ作りを心掛けますので、よろしく 願います。</p>	総務予防室	R5.10.10	R5.10.20
36	深夜に暴走バ イクがまたうる さい	<p>10月20日0時15分頃、府道119号の北千里～コーナン千里山田付近で たまたま暴走しているバイクがブンブンとコールを切って暴走してい て大迷惑。窓を閉めていても聞こえてくる。 本当にうるさいので吹田警察による検挙をお願いします。 この前は警察による巡回のおかげか減っていたのにまたやっています。 吹田警察におかれましては、いつも暴走族の撲滅に協力いただきあり がとうございます。 早く複数回の暴走行為で免許にしてください。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.10.20	R5.10.20



令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	公明党坂口議員の当て逃げについて	先日、報道で坂口議員が当て逃げをしていたこと、またそのことを記者に問われても、よくわからない言い訳をして、申し訳ないと言っている報道を見ました。 議員としてどうなのでしょう。吹田市議会議員として、市民の代表の人として、ふさわしくないと思いますが、その後、どうなったのかわかりません。市議会として何も処分等はなされないのでしょうか。	この度、御指摘いただいた報道の内容については、民事事件などであり、また、本会議での審議の際に議場などで発生した事案ではないため、議会で懲罰などの処分を科す権限はございません。 議員としてふさわしくない等の思いを持たれたとのことで、誠に恐縮ではございますが、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。	議会事務局	R5.10.6	R5.10.23
38	府道119号でスポーツカーがタイヤを鳴らして暴走していたことについて	10月21日11時15分頃、北千里駅～山田駅間の府道119号線の藤白台1丁目交差点から北千里駅にかけてスポーツカーらしき車がタイヤを鳴らしながらものすごいスピードで走り去っていった。 詳細を述べると、信号待ちからブンブン吹かす音がしたので嫌な予感がして動画を撮ろうとスマホを出すと信号が青になってしまい、ものすごいスピードで車は走り去った。北千里方面へ北進していった。 なので動画は撮れなくて、ナンバーは不明。 ちなみに私が自転車で運動を終えたときにもまだ遠くの方でタイヤが鳴る音がしていたので15分以上暴走行為を続けていたことになる。 府道119号では以前から暴走する車が多く危険なので警察に対し取り締まり強化を要望しています。そのためか最近では吹田警察による取り締まりも強化されていて取り締まりのサイレンが鳴っていることも多いですが、吹田警察によるより一層の速度違反の取り締まり強化をお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.23	R5.10.23
39	府道119号に並行する市道での速度違反について	10月21日11時25分頃、北千里駅からピアノ池にかけて〇〇の黒色の軽自動車速度違反していた。 私が自転車で追いかけると30キロ出しても追いつけなかったので40キロは出していると思われる。 ここは生活道路で歩行者や自転車の通行も多いので速度違反は非常に危険。にもかかわらず私が30キロ前後で走っていると後ろから煽られることも日常茶飯事。なぜかという、府道119号は取り締まりが厳しいので裏道であるこの道を飛ばしているものと思われます。 この道路では以前から暴走する車が多く危険なので警察に対し取り締まり強化を要望しています。でも、一向に取り締まりをしていない様子だ。 119号だけでなくこちらの方も速度違反の取り締まりをお願いします。またこの車の運転手の検挙をお願いします。 なお、この車は私が撮ったドラレコに映った映像から見るにドライブレコーダーを搭載しているので証拠の押収は容易だと思われます。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.23	R5.10.23

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
40	山五小学校学校規模適正化	<p>10月14日(土)山五小学校における学校規模適正化についての保護者説明会があると聞きました。</p> <p>山五小学校が無くなり、山三小学校に行くことになるという話。一旦白紙になったはずなのに急に決められ怒りを感じます。</p> <p>前回初めていただいた資料の中に、同じ中学校に通うことになる西山田小学校に関する記載がありませんでした。</p> <p>西山田中学校に関してもありませんでした。</p> <p>当たり前ですが、子どもたちは小学校で終わりではありません。</p> <p>山三小学校、南山田小学校、岸部第二小学校のデータがあったように、西山田小学校、そして西山田中学校に関するデータをいただきたい。</p> <p>西山田小学校、西山田中学校に関しては把握されていませんでしたし、私たち保護者も情報をほとんど得られません。</p> <p>これは前回の9月16日の保護者説明会でお願いしています。</p> <p>今回はあるはず、と思いつつ念押しです。</p>	<p>西山田小学校及び西山田中学校に関する資料は、令和5年10月14日(土)に開催しました保護者説明会にて配布させていただきました。なお、当日の資料及び議事録については吹田市ホームページ上で公開する予定です。</p>	教育未来創生室	R5.10.10	R5.10.24
41	山五小学校に関する教育委員会会議議事録公表	<p>山五小学校学校規模適正化の方向性を決められたという8月16日に行われた教育委員会会議の議事録をホームページ上で公開すると、9月9日の保護者説明会でありました。</p> <p>しかしまだまだ公開される気配さえありません。対応が遅すぎます。今、見たいのです。</p> <p>会議から約2ヶ月、説明会から1ヶ月も経っています。</p> <p>一般企業と違う、やっぱりお役所仕事だ、と怒ってしまいます。</p> <p>すぐにホームページ上で公開できないのなら印刷して山五小学校の保護者にすぐに配って下さい！</p>	<p>教育委員会会議録につきましては、会議開催後2か月を目途にホームページに掲載しております。</p> <p>8月教育委員会会議録につきましては、10月18日(水)にホームページ上に掲載しております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、事務局で周知を図ってまいります。</p>	教育総務室	R5.10.10	R5.10.24
42	続-66、9月28日掲出の市HPタイトル『保育スタッフ養成講座を開催』	<p>男女共同参画センターは、タイトルに具体性をもたせて市民が参加し易くされませんか。</p> <p>⇒[仮案]「保育スタッフ養成講座を開催。(全6回連続講座)[一時保育付き。無料][11月20日締切]</p> <p>⇒添付画像-他市の新着情報例-2枚 ※市民目線で見ていただけますでしょうか。</p> <p>※広報課へお願い。このような投稿を2年ほど、行っており、広報課へも要望をしております。市の監査からも後藤市長に報告がされています。マニュアルが制定されていることから。再度、全部局に周知を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ホームページのタイトルについて</p> <p>新着更新情報のテキストにつきましては見やすさを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。</p> <p>いただきました御意見を参考に、分かりやすいホームページの作成に努めてまいります。具体的には、ページタイトルに合わせて、「●●●●を開催します【●月●日締切】」としていきます。</p> <p>(担当:男女共同参画センター)</p> <p>マニュアルの周知について</p> <p>頂戴いたしました御意見を踏まえ、より良いホームページの運営に努めてまいります。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、男女共同参画センター	R5.10.11	R5.10.24

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	続-61-2。9月26日掲出の市HPタイトル『吹田市内郵便局との包括連携協定』の改善提案。	<p>10月11日に回答を頂きましたが、サイトの内容に疑問が有ります。</p> <p>1)サイトの項目の中の「吹田市内郵便局包括連携協定を”締結しました”」の中に“特殊詐欺被害防止の啓発や(中略)事業連携を進めていきます。”の記述が有ります。 ⇒添付画像 サイトの画像</p> <p>2)回答は「協定締結当初の主な取組として、特殊詐欺被害防止の啓発を“予定”していますが、今後も様々な分野での連携を想定しています。 “予定の事”は、「締結しました」の項に含めるべきでは無いと考えます。 ⇒“予定の事”を「”締結しました”…」の項目内に入れずに、下段の「連携協定の内容」の項目内に、“今後の予定”として“特殊詐欺被害防止の啓発”を追記される方が、市民は錯誤しません。 または、「安心・安全な暮らしの実現に関すること」の後段に括弧書きで(特殊詐欺被害防止など)を追記されるのも一案と思いますが、但し協定書の文言の変更が伴うと思います。</p> <p>3)ニュースでは、「郵便局・銀行・信用金庫などで特殊詐欺を未然に防いだ」をよく見ますので、市民はこのサイトを見る限りでは、勘違いをされたままです。 高齢者の中には、郵便局が前向きに特殊詐欺防止に取組まれるのなら、詐欺の被害に遭わないために今、銀行の預金 or タンス預金を郵便局に預けてみようか…と早や合点される方がおられるかも…。 ⇒吹田市が“特殊詐欺被害防止の啓発”についてどのような事を考えておられるのか分かりませんが、吹田市と吹田市内郵便局との間での調整・確認が必要かと思われれます。</p> <p>4)“包括連携協定”は一般的に、〇〇について包括連携協定をしました…になり、⇒〇〇が必要。行政経営部 企画財政室は、タイトルに〇〇などの追記をされて、市民に誤解を与えないようにされたら良いかと思います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「吹田市内郵便局との包括連携協定を締結しました」の項目内には、本協定の締結につき、その主旨の説明をしています。どのようなことを実施していくものか、市民の方がイメージしやすいような取組を挙げていますが、その取組については、「事業連携を進めていきます。」と、これから取り組んでいく予定であることがわかるような表現にしています。 また、包括連携協定は、個別の連携協定とは異なり、複数の分野で取組を進める連携であるため、タイトルには特定の取組を記載しておりません。 今後もより一層、市民の方へわかりやすいようなホームページとなるよう努めてまいります。</p>	企画財政室	R5.10.12	R5.10.25
44	続-67。『令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始しました』の改善要望	<p>10月2日掲出の市HPタイトル『令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始しました』の改善要望。 ⇒このタイトルでは、対象者が誰なのかが分かりません。 ・保育幼稚園室は、タイトルに具体性をもたせて対象者に分かり易く、また申請漏れが無いような周知方法が必要。加えて、Hpに掲出後の確認をされたし。 ・市民に無駄なクリックをさせないためにも…。 ⇒[仮案]「保育士サポート給付金。令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始。【10月20日(金)締切】」 ※広報課へ供覧願います。 ※市民総務室の方へ、「供覧先への転送でお手数をお掛けしております。」</p>	<p>ホームページ(トップ画面)の新着情報欄の表記につきまして、ご指摘のとおり不十分な点がございましたこととお詫び申し上げます。今後は、対象者や更新内容が判別しやすい記載へと改めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R5.10.13	R5.10.25

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
45	山田駅のコーヨーで輩風の男が文句を言ってきたことについて	<p>10月22日18時30分頃、山田駅のコーヨーの牛乳売り場付近で人が集まっていたところ、突然夫婦と思われる2人組のうちの一人の輩風の男が私の母に向かって、邪魔なんだよドケよババアと暴言を吐いてきました。</p> <p>最初は中年の女性は他にたくさんいたのでまさか母に言っているとは思わずびっくり。コーヨーも最近は変な奴が増えました。</p> <p>コーヨー側には株主として苦情を入れてあるので市側からも警備強化のお願い等お願いします。</p> <p>この前も変な人に絡まれたときに店長が警備体制を強化すると言っていました、またこんなことになるとは。</p>	<p>当該箇所の警備については、行政に関わる事案ではありませんので、市として対応いたしかねます。</p>	市民総務室	R5.10.25	R5.10.25
46	北千里付近の府道119号でまた暴走族が迷惑をかけています！	<p>10月24日23時35分頃、山田駅から北千里駅に向かう府道119号線で1台のバイク(いつも同じ音なので同じバイク)がブンブンブンとすごい音を立てて走っていました。違法改造していることは明白。こんなじゃ当然車検も通らないだろうから250cc以下のスクーターバイクと思われる。</p> <p>うるさいし、本当に迷惑。</p> <p>吹田警察は私たちの提供する情報を元に、もっとパトロールと取り締まりを強化してほしい。</p> <p>こんなやつさっさと免許取り消しにしないと同じ奴がまた出てくる。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.10.25	R5.10.25
47	藤白台1丁目交差点付近での道交法違反となる”ながらタバコ”について	<p>10月12日11時40分頃、藤白台1丁目交差点付近で、〇〇の車の50～60代くらいの運転手(白髪交じりで眼鏡をかけていてTシャツ姿)が道路右側に手を出しながらタバコを吸っていた。</p> <p>条例違反と道交法違反のダブルで違反となるので吹田警察の捜査の上、検挙をお願いします。証拠動画は後ほどお送りします。</p> <p>※動画については、公表していません。</p>	<p>吹田市環境美化に関する条例では、車輦内での喫煙については、対象としておりません。ご理解いただけますようお願い致します。</p> <p>今後も粘り強く啓発活動に取り組み、喫煙マナー向上への意識の醸成を図ってまいります。</p>	環境政策室	R5.10.12	R5.10.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
48	続-65-2。『消防署開放デー2023秋』の改善要望	<p>10月11日掲出の市HPタイトル『消防署開放デー2023秋』。⇒9月29日掲出のタイトルと同じです。</p> <p>・開催日が10月29日であり、再周知なのか?…と思い、下へスクロールをすると、「申込みは終了しました」でした。</p> <p>⇒添付画像-1。サイトの内容 ⇒スマホの場合は、下へのスクロールが多くなり分かり難い。</p> <p>⇒[仮案] タイトルを「消防署開放デー2023秋【募集を終了しました】」にされたら分かり易い。</p> <p>また、サイトの申込み締め切り日の項に追記するのではなく。冒頭に【募集を終了しました】を表記をすれば、市民の勘違いが防げます。</p> <p>⇒添付画像-2。【募集を終了しました】の表記例</p> <p>・情報政策室へ。DX時代に取組んでおられる吹田市にお願い。吹田市が市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。</p> <p>⇒広報課と、協議願います。</p> <p>※広報課へお願い。広報課へも要望をしており、市の監査委員からは“分かり易いHoを”…後藤市長に報告がされています。マニュアルが制定されていることから。再度、全部局に周知を願います。</p> <p>⇒添付画像-3、4。他市の新着情報例-2枚 ※市民目線で見ていただけますでしょうか。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。先日(10月29日)いただいた御意見も含めまして、今後ホームページを作成する上で御参考にさせていただき、市民の皆様に見やすく、わかりやすいホームページ作りに取り組みますので、よろしく願います。</p>	総務予防室	R5.10.13	R5.10.26
49	学校教育について	<p>過去5年間の小学校における教育内容で人権問題と感ずることがあるため意見を出させてもらいました。</p> <p>学校でいじめ防止の授業がされていますが、友達に悪口を言われる・蹴られる・たたかれる・物を投げられる・見て見ぬふりをすることがまだ見受けられます。先生に伝えても「自分たちで何とかしなさい」と言われるようです。</p> <p>また、先生方の対応としても人権侵害と感ずる様な内容が見受けられます。(口にセロテープを貼る、たたかれたと感ずることをする、呼び捨てにする、本人に何も言わず黙って物を取り上げる、立ち話や連絡帳の一言ですませる、壁にドンと押し付ける、威圧的な態度をとるなど。)</p> <p>市としてこどもに関する施策を大事にされていますのでテキスト状の理想ではなく、一人ひとりの人権を大切にされた授業、教員への啓蒙をしっかりとい実践として積み上げていてもらいたいと思います。</p>	<p>教職員がいじめに対する感度を高く持ち、適切に対応することは大変重要なことであると考えております。</p> <p>いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けての様々な取組を進めるとともに、教職員の指導力向上や適切な子供理解が不可欠であると考えます。引き続き、児童・生徒一人ひとりの人権を尊重した教育実践をしていこう、各校へ指導・助言及び教職員研修の充実を図ってまいります。ご理解の程、よろしく願います。</p>	学校教育室	R5.10.20	R5.10.26
50	ゴミ収集車の運転について	<p>江坂駅より西側を走るゴミ収集車の運転が荒すぎてとても怖い思いをしました。</p> <p>江坂のダスキンビルの西側にある公園の西側の道路を、10/21土曜日の朝8時20分頃、自転車で通っていたらゴミ収集車がものすごい勢いで曲がって来て、私が段差のある歩道と車道の間にさっと自転車ごと避けて倒れそうなのに、全く減速せずギリギリを走り抜けて行きました。事前の丁字路の一時停止もせず、走り抜けたあとにさらに右手(西へ続く)に道路があるので全く気にすることなく走り抜けて行きました。子供だったらぶつかってたと思います。</p> <p>鉄の塊を運転してる自覚がないのでしょうか。どれくらい怖いのか、ぶつけてしまったらどうなるのか研修等すべきだと思います。</p>	<p>お問い合わせの件につきまして、吹田市が許可をしている一般廃棄物収集運搬業者に聴き取り調査を行いました。いただいた意見の内容に該当する収集車両が認められませんでした。また、市内を走行しているゴミ収集車両は、本市の一般廃棄物収集運搬業者とは別に、資源化物や産業廃棄物を収集している車両も多数あることから、そのすべてを把握することは困難です。</p> <p>しかしながら今回のご指摘を重く受け止め、本市における一般廃棄物収集運搬業者に対し改めて交通法規の遵守及び安全運転を心掛けるよう指導いたしました。</p>	事業課	R5.10.23	R5.10.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
51	<p>統-68.『吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望』</p>	<p>吹田市民病院は、1953(昭和28年)年7月に初代市民病院開院(出口町)から70年目になり節目の年です。当時の人口は83,000人の時代で記念すべき年です。            ⇒吹田市民病院のHPならびに吹田市のHPには、何の情報発信のサイトがありません。加えて片山町に有った市民病院の歴史も何の記事がありません。            私は、小学生時にお世話になりました。また肺結核の病棟があった？記憶があります。身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。            1)吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒“吹田市の沿革”のサイトが、10年間毎の記述しか無く市民病院に関する変遷の情報(含む画像データ)は皆無です。            2)記念式典などのイベントの開催の要望。            ⇒地方独立行政法人 市立吹田市民病院は、吹田市が地方独立行政法人法に基づいて設立。また運営については、吹田市の市長が議会の議決を経て事業が行われます。また理事長及び監事は吹田市の市長が任命。            ⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をされる事を願っております。            3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。            ※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。             ※添付の関連画像は別メールにて送信。             ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市民病院について            市立吹田市民病院は地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は市民病院が主体的に行っています。            本件は御要望として吹田市民病院へ共有させていただきますとともに、〇〇様のように、長年にわたり市民病院を御愛着を持って御利用いただけますよう、市民病院と連携を図ってまいります。            (担当:健康まちづくり室)</p> <p>吹田市の沿革について            いただきました要望をはじめ、市民の皆様のニーズを踏まえながら、ウェブサイトの内容の充実に努めてまいります。            (担当:広報課)</p>	<p>広報課、健康まちづくり室</p>	<p>R5.10.16</p>	<p>R5.10.27</p>



令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
52	府営吹田藤白台住宅5棟周辺(ピアノ池横の公園)での歩きタバコについて	<p>10月12日11時55分頃、府営吹田藤白台住宅5棟周辺のピアノ池の横の公園でリーバイスのトラッカージャケットのようなGジャンを着て下は緑のズボンで眼鏡をかけた50～60代くらいの男が歩きタバコをしていた。</p> <p>この男の行動からして確か前にも歩きタバコをしていたはずだ。公園内はカラスが占拠しているにもかかわらず公園内を歩いて歩きタバコをする人はこの男くらいだからだ。</p> <p>この男は府営3棟、4棟方面から出てきたので近所に住んでいると思われる。</p> <p>運動がてら自転車で北千里駅周辺を巡回していたが、今日だけで3件の喫煙案件だ。</p> <p>職員の巡回のみでは効果がなくなっているので張り紙の強化などしてほしいが、ピアノ池は最近張り紙が刷新されている。公園内にも近隣住民や通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。</p> <p>苦情が来ているのでいう文言は非常に効果的です。</p> <p>前にも言いましたが大阪市内で勤めていた会社のビル前では以前から何をやっても喫煙をやめない小太りの男がいた(私がビル前を通るときに限って吸っていて非常に迷惑だった)のですがビル管理会社に苦情を言ったところ、禁煙の張り紙ではなく、近隣住民や通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙に変わり、その紙が貼られた日からその男が喫煙することがなくなったのです。</p> <p>吹田市側は張り紙だらけになるのもいかなものかとは思っているかとは存じますが、マナーやモラルが低下するよりは100倍マシです。これを放置するとさらなる治安悪化につながります。</p> <p>この男についても証拠動画を撮影しているので後ほど提供します。</p> <p>※動画については、公表しておりません。</p>	<p>啓発看板につきましては、これまでも掲示場所や文言など、試行錯誤を繰り返しながら設置しており、ご意見いただきました内容も検討してまいります。</p>	公園みどり室	R5.10.12	R5.10.30
53	大井池公園でセアカゴケグモを見ました。	<p>日時、10月19日、14時半頃。大井池公園の背もたれがあるブランコのほうの背中側の板と板の間に、セアカゴケグモのメスと、たまごを5個程見つけました。(写真を撮ればよかったです。)一緒にいた者が駆除をしてくれましたが、大分市でのニュースでセアカゴケグモの記事を見たので、こちらに連絡致します。回答は特に希望ではありませんが、公園に注意書きなどしていただけたらなと思いました。よろしくお願い致します。</p>	<p>駆除にご協力いただきありがとうございます。セアカゴケグモにつきましては、注意看板の設置は致しておりませんが、発見された場合はご連絡いただければ駆除いたします。なお、市販の殺虫剤で駆除できますことから、逃げられてしまう前に駆除に協力していただけると助かります。</p>	公園みどり室	R5.10.23	R5.10.30

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
54	北千里小学校跡地の北東部分の活用における近隣への配慮について	<p>北千里小学校跡地の北東部分の活用について、近隣住民からの意見をお伝えできたらと思います。</p> <p>検討の一つとして広場やカフェ等が検討されているとのことですが、この開発される地域は最近新たに建設された向かいのマンションを含め閑静なマンションが立ち並んでおりますので、不特定多数の人が出入りする場所として、以下の点に十分配慮をいただきたくお願い申し上げます。</p> <p>1騒音 2臭い 3防犯・プライバシー 4景観 5路駐や渋滞</p> <p>1 騒音について、昼間はもちろんですが、特に深夜早朝も出入り可能となると溜まり場となり騒音がしなくなったりしないかを懸念しております。深夜早朝の出入りは禁止し施設するなど、適切な運用管理をお願いします。</p> <p>2 臭いについて、特に飲食店が建つ場合、異臭が発生しないような配慮をお願いいたします。広場や飲食店での活用の場合、ゴミが散乱しカラスが飛来するようなことがなきようゴミの管理はしっかりお願いいただきたく思います。</p> <p>3 マンションへの覗きや視線が社会上問題となっております。建設される建物の向きや距離を遠く取るなど、近隣マンションへの防犯・プライバシーへの最大限の配慮をお願いします。</p> <p>4 景観・環境を著しく損なうような建物(高層建物等)や状態(ゴミが散乱している等)は避けていただけますよう検討・対策をお願いします。</p> <p>5 今現在においても開発地の周辺道路には路駐が散見されます。広場や飲食店等ができることで更なる路駐の増加や交通渋滞などで周辺環境が悪化しないよう対策をお願いします。</p> <p>以上、近隣住民の生活や閑静な住環境へ十分配慮いただけますよう検討・対策をお願いするとともに、開発が終わった後も近隣住民へ配慮した運用管理をお願いいたします。</p>	<p>当該土地の一部につきましては、一般開放できる広場として市が必要な整備を行い、管理していく予定です。広場における騒音やゴミの散乱等がないよう、適切な運用管理をまいります。</p> <p>また、残りの部分につきましては現在事業者公募中ではありますが、募集要項におきましても、周辺との調和や近隣への配慮に関する基本的な考え方を定めており、今後整備される施設におきましても、徹底した運用管理を行うよう、事業者に対し求めてまいります。</p>	資産経営室	R5.10.16	R5.10.31
55	放置自転車	<p>以前も送信しました。予想通り岸辺ビエラの吉野家の前付近、放置自転車が益々増えて来ました。本今朝9:30の時点で6台。ビエラの入り口を塞いでしまうほどの自転車が停めてあることもあります。強制撤去するなり、何らかの強い方法を実施しないと益々増え、以前の吹田駅の前違法駐輪場状態になります。早く手を打って下さい。景観をそこねています。写真とも撮りました。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>当該場所は、ビエラの敷地であり吹田市の放置禁止区域には指定しておりません。</p> <p>施設管理者には、現在の状況を改善するよう協力を求め、改善する意向を確認いたしました。</p>	総務交通室	R5.10.23	R5.10.31